

東京都高等学校写真連盟規約

1. 名称 本連盟は、東京都高等学校写真連盟（都高写連）と称する。
2. 事務局 本連盟の事務局は、東京都武蔵村山市大南4-62-1 東京都立上水高等学校 内に置く。
会計事務は、東京都墨田区向島3-37-25 都立本所高等学校 内に置く。
会計事務取扱者、および口座管理者は別紙の理事名簿に記載する。
3. 目的 本連盟は、東京都高等学校等における写真部の健全な発展と相互の親睦を図ることを目的とする。
4. 事業 本連盟は、目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 東京都高等学校等の写真部活動の推進。
 - (2) 研修会、撮影会、展覧会などの開催。
 - (3) 全国高等学校文化連盟および東京都高等学校文化連盟の主催する事業への参加。
 - (4) その他必要な事業。
5. 構成 本連盟は、東京都高等学校等の写真部生徒および顧問をもって構成し、東京都高等学校文化連盟に加盟する。
6. 委員 (生徒) 本連盟に次の委員をおき、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - (1) 委員長（1名） 委員の互選による。
 - (2) 副委員長（2名） 委員の互選による。
 - (3) 委員（若干名） 各校代表の互選による。
7. 役員 (顧問) 本連盟に次の役員をおき、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - (1) 理事長（1名） 理事の互選による。
 - (2) 副理事長（2名） 理事の互選による。
 - (3) 事務局長（1名） 理事の互選による。
 - (4) 事務局次長（1名） 理事の互選による。
 - (5) 理事（若干名） 顧問の互選による。
 - (6) 会計（2名） 理事の互選による。
 - (7) 監事（2名） 顧問の互選による。
8. 連盟顧問 本連盟に顧問をおくことができる。連盟顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
9. 委員の任務 委員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 委員長は委員会を代表する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときこれを代理する。
 - (3) 委員は本連盟の事業の実施にあたる。
10. 役員の任務 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 理事長は本連盟を代表する。
 - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときこれを代理する。
 - (3) 事務局長は本連盟の事務全般を統括する。
 - (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
 - (5) 理事は本連盟の事業の企画、立案、執行をし、委員の活動を指導する。
 - (6) 会計は本連盟の会計を処理する。
 - (7) 監事は会計の監査を行う。
11. 会議 本連盟に次の会議をおく。
 - (1) 顧問会 本連盟に加盟する写真部顧問をもって構成する最高の議決機関である。
 - (2) 理事会 本連盟の理事をもって構成し、事業の円滑な運営を図る。
 - (3) 委員会 本連盟の委員をもって構成し、理事の指導のもとに、事業の円滑な実施を図る。
12. 総会 総会は各校写真部の、生徒および顧問をもって構成する。
総会では、事業、予算、決算、その他の重要事項を報告する。
13. 会計 本連盟の経費は、会計、寄付金、その他をもってあてる。
加盟校の写真部は定められた会費を納入する。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
14. 細則 本連盟の運営に関する細則は理事会が定める。
15. 改正 本規約の改正は、顧問会の議決による。
16. 設立日 本連盟の設立日を以下とする。
昭和61年6月7日

17. 附則
- 本規約は、昭和61年6月7日より実施する。
 - 平成4年4月25日に一部改正する。
 - 平成8年4月20日に一部改正する。
 - 平成24年7月27日に一部改正する。
 - 平成28年5月14日に一部改正する。
 - 平成30年5月12日に一部改正する。
 - 令和3年4月1日に一部改正する。
 - 令和5年4月1日に一部改正する。